

国民年金保険料の学生納付特例制度のご案内

20歳から保険料の納付が義務づけられていますが、学生の方には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度があります。利用していただくことで、将来の年金受給権の確保や障害基礎年金の受給資格を確保することができますので、ぜひご利用ください。

▼学生納付特例の承認期間

4月～翌年3月

※過去期間は申請月から2年1カ月前まで、さかのぼって申請できません。なお、申請時点で20歳を迎えた方は誕生日前日の月からとなります。

▼申請できる方

学生納付特例制度の対象校に在学しており（過年度分は在学していた方）、申請年度の前年所得が次の金額以下の方または失業などの理由がある方

◎所得基準

128万円＋扶養親族の数×38万円
＋社会保険料控除等

※所得審査の対象は申請者本人のみ。

▼対象となる学校

大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・各種学校（※1）・一部の海外大学の日本分校（※2）・夜間、定時制課程や通信課程の学生

対象となる学校は、日本年金機構ホームページの「学生納付特例対象校一覧」より確認していただくことができます。

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校）

※2 日本国内にある学校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程

▼申請に必要なもの

・基礎年金番号通知書または年金手帳
・学生証または在学証明書（原本）
※有効期限（在学証明書は在学期間）が記載されているもの。

※日本と海外の両大学に所属している場合は、対象校であることをご確認の上、どちらかの学生証または在学証明書を

お持ちください。

・退職した方が申請を行う場合、退職した事実が確認できる書類

・対象者本人、同じ世帯以外の方が来庁される場合は委任状（保険年金課の窓口や日本年金機構ホームページ内にあります）

申請後、日本年金機構から決定通知書が届きますが、その間、文書や電話により納付のご案内をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

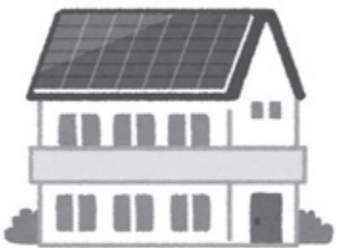
審査期間は、1～2カ月ほどかかる場合があります。

▼問い合わせ先

土浦年金事務所 国民年金課（土浦市下高津2-7-29）
☎029-825-1170
自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。

・保険年金課 医療年金係
☎68-2211（内線176）

太陽光発電システム設置費補助金のご案内



地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対し

て、設置に要する費用の一部を補助します。なお、補助金に係る予算は、利根町議会で審議中ですので、議会の議決により決定いたします。

▼対象となる方（①～⑤すべてに該当する方）

- ①町内の住宅などに新たに太陽光発電システムを設置する方、または町内の未使用の太陽光発電システムが設置された住宅などを購入する方
- ②町税を滞納していない方（同一世帯員を含む）
- ③補助金交付決定後に設置工事に着手する方
- ④太陽光発電システムの発電による余剰電力の買い取り契約を電力会社と締結する方
- ⑤太陽電池モジュール最大出力が10kw未満のシステムを設置する方

※詳細については「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」をご覧ください。

「申請書」は生活環境課窓口で配布いたします。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

・補助金交付申請前にすでに太陽光発電システムを設置または着工されている場合

・申請年度内に設置が完了しない場合、

または指定期日までに実績報告書および必要書類の提出がない場合

・太陽光発電システムが未使用でない場合

・電力会社との契約者名・太陽光発電に係る電力受給契約申込者名と本補助金の申請者名が同一でない場合

▼補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kw当たり2万円とし、10万円を限度とします。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

▼申請受け付け

○受付期間 4月8日（月）～12月20日（金）（土・日曜日、祝日を除く）
○時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

○場所 生活環境課（郵送・電話などでの予約や受け付けは行いません）

※受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した場合は終了します。

※詳細については「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」をご覧ください。

「申請書」は生活環境課窓口で配布いたします。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

・申請年度内に設置が完了しない場合、

後期高齢者医療保険に係る第三者行為被害届の申請について

■交通事故などの届け出が欲しい（保険証を使うとき）

交通事故など第三者（自分以外）から受けた傷病について、後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受ける場合、法令に基づき被保険者による「第三者行為による被害届」の提出が必要となります。

●第三者行為とは

- ・相手がいる交通事故
- ・傷害事件に巻き込まれた
- ・他人のペットに咬まれた など

●このような場合も届け出が必要です

・自損事故を起こした車に同乗していた

シルバーカー購入費補助金交付について

シルバーカー購入費用一部に対して補助金を交付します。



今年度の申請
3月29日迄

1. 対象者（次のすべてに該当する方）

- (1) 令和5年度で65歳以上の方
- (2) 購入日に町内に住所を有する方
- (3) 歩行の際に補助を必要とする方

2. 対象となるシルバーカー（次のすべてに該当するもの）

- (1) 車輪が4輪以上かつ荷物入れを有しているもの
- (2) 歩行を助ける機能があるもの
- (3) 休息するための座面があるもの
- (4) 令和5年度に購入したもの

3. 補助金の額

一律5,000円（補助金の交付は、対象者1人につき1回限りです。）

・自分自身の過失が大きい事故

（過失の割合に関係無く提出の義務があります）

・相手が不明の事故

●保険証が使えない場合

・通勤中や業務中の負傷（労災保険の対象となります）

・飲酒運転や無免許運転

・けんかや泥酔による負傷

▼問い合わせ先

保険年金課 後期医療係
☎68-2211（内線 175）

4. 提出書類

左記の書類を役場福祉課に提出してください。

(1) 申請書（役場福祉課の窓口またはホームページからダウンロードできます）

(2) 領収書（販売店の名称および住所、購入者氏名、購入金額並びに購入日が確認できるもの）

(3) 購入したシルバーカーの仕様が確認できる書類

(4) 口座番号がわかるもの

▼問い合わせ先

福祉課 高齢介護係
☎68-2211（内線124）

生ごみ処理機の無料貸出について

利根町では、生ごみの減量化を目的に、家庭用電気式生ごみ処理機を無料で貸し出します。

生ごみ処理機を活用することで、どれだけごみが減量できるか体験してみませんか？

▼貸出機種

パナソニック 家庭用生ごみ処理機（MS-IN53）
・サイズ・重量
268×365×550ミリ 12kg
・最大処理量
2kg/回（6ℓ/回）・2～6人家族用

▼受付窓口

○受付場所 生活環境課（役場2階）
※電話受け付けはできません。生活環境課まで、処理機の残数をご確認の上、必ず申請者本人または代理人（委任状が必要）が窓口で申請してください。

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

▼受け付け時に持参するもの

- ・印鑑（スタンプ式印鑑以外のもの）
- ・運転免許証、パスポートなど本人確認ができる写真付の身分証明書（無い場合は、照会手続きをします）

▼貸出対象者

・町内に住所を有し、20歳以上の方。
・以前に貸し出しを受けたことがある方は、貸し出し終了日から3年を経過していること。

▼申請開始日

・貸し出し希望日の3カ月前

▼貸出期間

3カ月以内

▼予約・受け付けから貸し出しまで

1 受付窓口にて、貸し出し期間を決めてから、事前予約をしていただきます。
2 申請書記入後、内容を審査してから「貸出決定通知書」を発行します。また審査によっては「貸出却下通知書」を発行し、貸し出しができない場合がありますのでご了承ください。

▼注意事項

- ・1世帯につき1台貸し出します。
- ・貸し出しは、先着順となります。処理機がすべて貸し出し中の場合は、次回貸し出しの仮予約ができます。
- ・返却時は、点検および洗浄などを行ってください。

▼問い合わせ先

生活環境課 廃棄物対策係 ☎68-2211（内線234）

●電気式生ごみ処理機の特徴

生ごみの約80%は、水分です。電気式処理機は、この水分を温風で乾燥させ、除菌・脱臭し、乾燥後の処理物は、家庭菜園などの堆肥などに利用できます。また、匂いが抑えられるため、キッチンなど屋内に設置できるのも特徴です。3人家族の1日分の処理する電気代は、16円程度とされています。（牛・豚・鳥の骨、貝殻など硬質のものには使用できません）